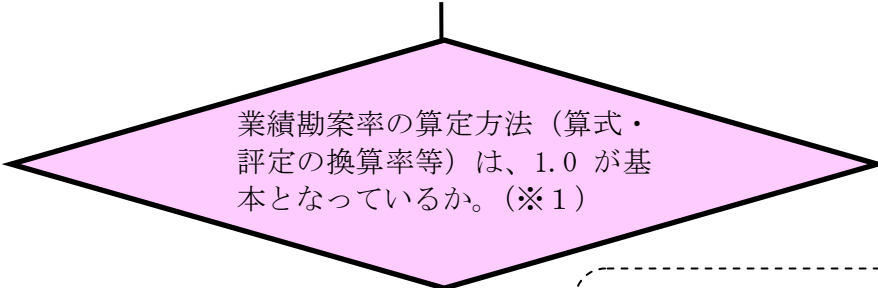


# 業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

## <ステージ1 算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き>

算定方法の妥当性



※1 「1.0が基本」とは、法人等の業績が中期目標に照らし順調であり、法人の業務運営が良好かつ適正である場合に、業績勘案率の検討対象たる役員が、良好かつ適正に業務を遂行したと認められると仮定したときの算定結果が1.0になるかどうかで判断する。

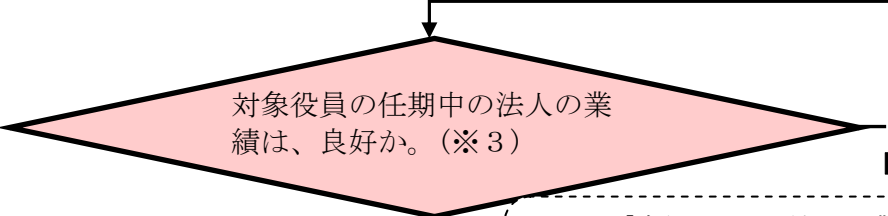
算定方法により算定された率は、当委員会の審議を拘束しないものとして扱う。

適切な算定



※2 「適切な算定」とは、①算式への当てはめに誤りがないこと、②既存の当委員会の二次評価結果と矛盾しないことの2要件が満たされる必要がある。

基礎業績勘案率の措置



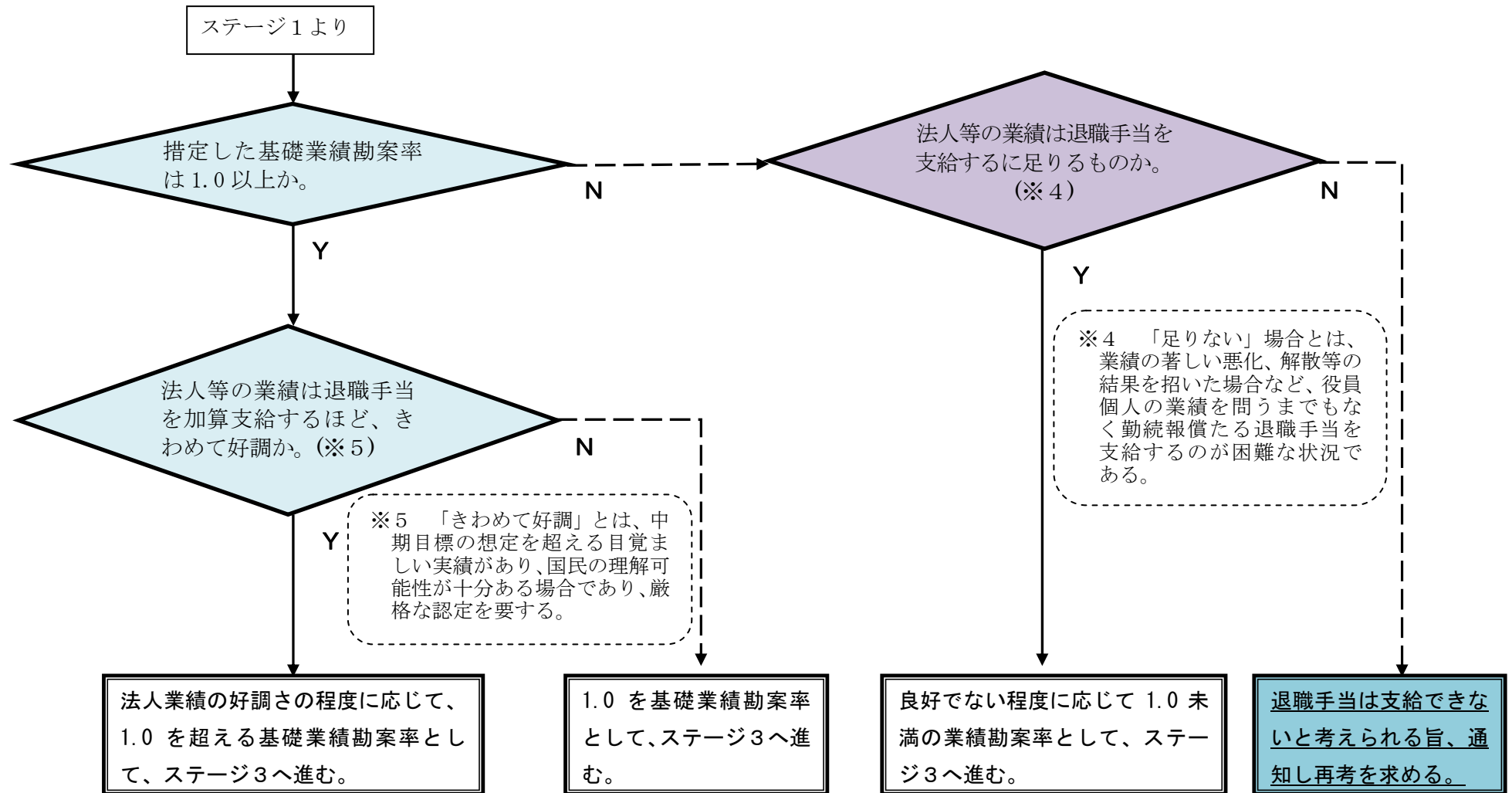
※3 「良好」とは、法人の業績が中期目標に照らし順調であり、法人の業務運営が良好かつ適正であるとの評価を得ているかどうかで判断する。

算定方法により算定された率を当委員会においても、基礎業績勘案率と仮置きし、ステージ2へ進む。

1.0 を基礎業績勘案率として仮置きし、ステージ2へ進む。

良好でない程度に応じて1.0未滿の基礎業績勘案率を仮置きし、ステージ2へ進む。

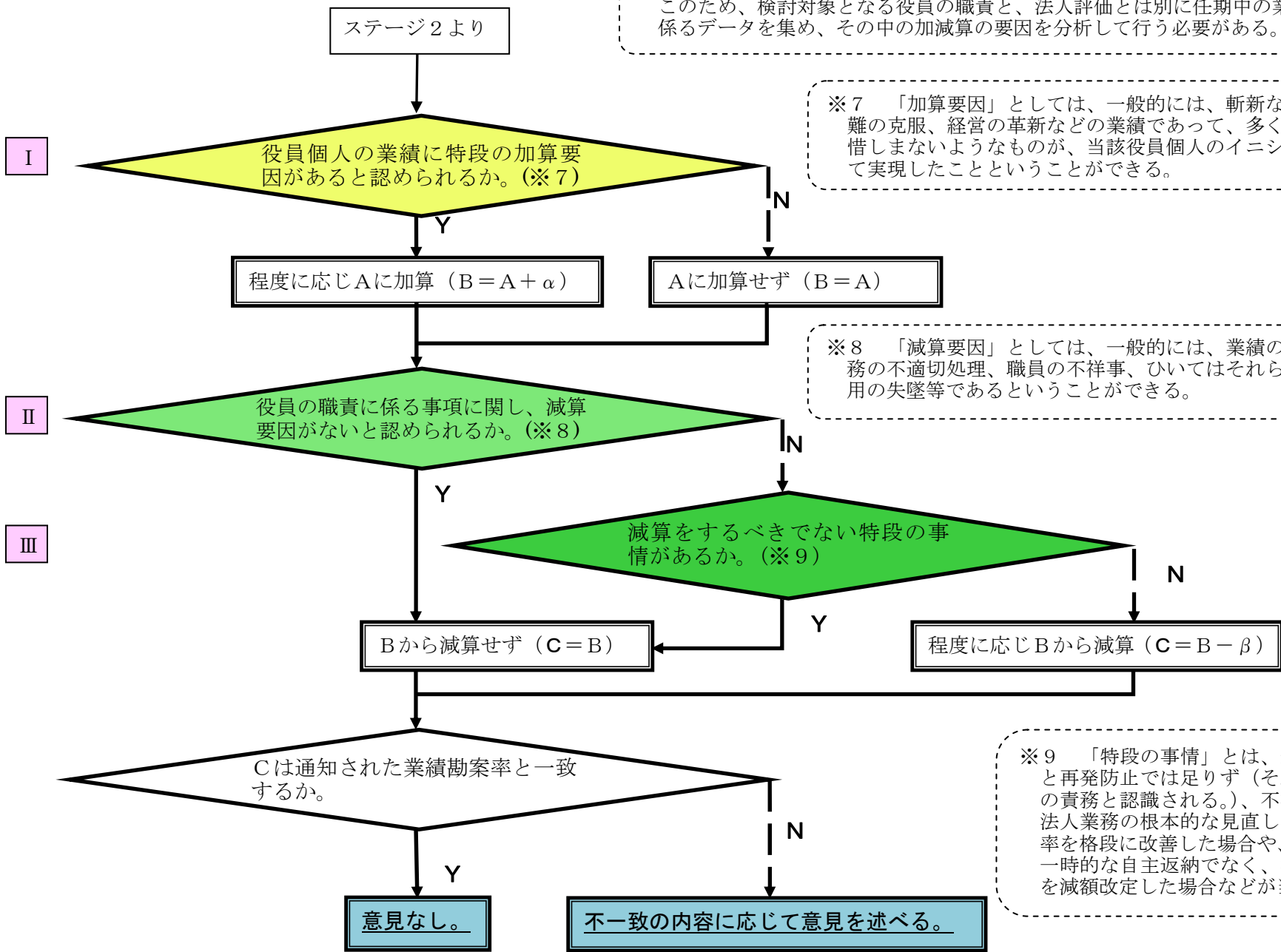
<ステージ2 仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討>



ステージ2で得られた基礎業績勘案率を、ステージ3ではAと表記する。

<ステージ3 個人業績の勘案（3つのチェック）> (※6)

※6 適切な「個人業績の勘案」は、個別の適切な退職手当支給のための要点である。このため、検討対象となる役員の職責と、法人評価とは別に任期中の業績・事案等に係るデータを集め、その中の加減算の要因を分析して行う必要がある。



※7 「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる。

※8 「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不幸事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができる。

※9 「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りず（それは役員の当然の責務と認識される。）、不幸事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不幸事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たる。